

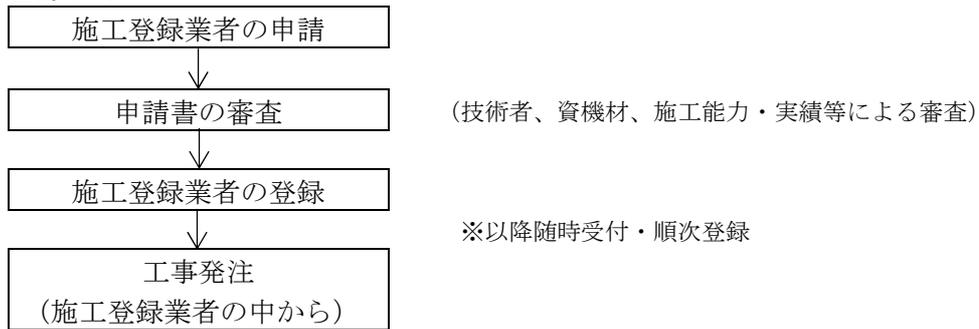
# 県有施設の石綿の除去等に係る施工業者の登録制度

総務部営繕課

## 1 目的

県有施設のアスベスト除去等作業を適切かつ安全に行うため、施工業者の能力等の基準を設定し、基準を満足する者について「石綿の除去等に係る施工業者」として登録し、県工事の指名等に活用しようとするものです。

## 2 登録までのフロー



## 3 登録の内容

(次の作業別に業者を登録)

- ① 除去作業（レベル1、2、3）
- ② 封じ込め作業
- ③ 囲い込み作業

### <参考>

除去作業レベル1	： 発塵性の著しく高い作業
レベル2	： 発塵性の高い作業
レベル3	： 発塵性の比較的低い作業
封じ込め作業	： 固化剤を吹き付け発塵を防止する作業
囲い込み作業	： 石綿施工部を別の建材で覆い、室内に飛散させないようにする作業

## 4 審査基準

- (1) 建設業法の許可を受けていること。
- (2) 次の技術者を雇用し、作業員の教育を実施していること。
  - ① 特定科学物質等作業主任者技能講習修了者
  - ② アスベストに関する特別の教育の受講
  - ③ 特別管理産業廃棄物管理責任者の配置
- (3) 次の資機材の所有（リース可）
  - ① 呼吸用保護具、保護衣
  - ② 高性能フィルター付き真空掃除機
  - ③ 高性能エアフィルター付き集塵・排気装置
  - ④ 薬液等により湿潤化する機器
- (4) 処理作業に関する技術力の保有
  - ① 技術審査証明書を有する者と特約店契約等を締結していること。（県内業者）
  - ② 自らがアスベスト処理作業を行った実績があること。（県内業者）
  - ③ (財) 日本建築センターの発行する吹付けアスベスト粉塵飛散防止処理技術の技術審査証明書の所有（県外業者）

## 5 登録後の扱い

県の施工業者一覧に登録し、インターネットホームページに公開する。  
県が発注する解体工事等について登録業者を対象に発注する。